

平成 22 年度事業計画

社会福祉法人宇都宮市社会福祉協議会

平成 22 年度

事 業 計 画

◎ 基本方針

急速に進行する少子高齢社会の中、厳しい社会・経済情勢は、地域社会に大きな影響を与えさまざまな福祉の課題を引き起こし、地域の「つながり」の希薄化や生活問題として孤立・孤独・虐待など深刻な問題が顕在化してきており、だれもが安全に安心して暮らせる地域づくりが急務となっています。

本会は、地域福祉を推進する民間組織として、公民協働により、多様化・複雑化する様々な地域のニーズを的確にとらえ、地区社会福祉協議会とともに、「第 2 次地域福祉活動計画」（平成 22 年度～26 年度）を策定し、各種事業や活動等を住民の参加により地域の特性を活かした心豊かな福祉活動に取り組んでまいります。

さらに、支所及び管理運営施設を拠点として各種の事業や活動を計画的・効果的に展開し、介護保険法及び障がい者自立支援法による支援事業や指定管理者制度に対しても、積極的に取り組み、「福祉都市宣言」を基本理念に、ともに支え合う「福祉のまちづくり」に努めてまいります。

◎ 基本目標

1. だれもが暮らしやすい地域づくりの構築

すべての人にやさしい福祉のまちづくりを実現するために、社会福祉協議会・地区社会福祉協議会・福祉協力員が核となって地域福祉活動を積極的に展開し、地域福祉の総合的な組織化に取り組みます。

(1) 地区社協への支援

各種研修会の開催及び地区社協で実施する事業への助成等を行い、地区社協の組織の充実及び事業運営の支援を図ります。

(2) 福祉協力員の活動促進及び研修の実施

地域で活動する福祉協力員に対し、研修会の開催及び活動費の助成等を行い、福祉協力員の活動の充実を図ります。

(3) 在宅福祉サービス事業の充実・強化

自宅で自立した生活が続けられるよう、在宅福祉サービス事業の充実・強化に取り組みます。

(4) 第 2 次地域福祉活動計画（平成 22 年度～26 年度）の策定

前計画における成果と課題を分析し、今日的な多様化した福祉ニーズを踏まえ、より一層地域福祉を推進してまいります。

2. 安心して生活できる地域福祉の推進

「誰もが、住みなれた家庭や地域で、その人らしく、安心して自立した生活が送れるための支えあい社会」の実現に向けた事業を進めます。また、総合相談事業や権利擁護事業など自立を支えるサービスの充実に努め、生活相談や支援体制づくりを行います。

(1) 福祉拠点の充実強化

老人福祉センター（5施設）、地域活動支援センター（3施設）、総合福祉センター（2施設）、茂原健康交流センター（1施設）を地域の福祉拠点として、福祉情報の提供及び地域福祉事業等に取り組みます。

(2) 福祉啓発活動の推進

広報紙及びホームページを活用し、福祉に関する講座・イベント情報や在宅福祉サービス事業・地域福祉サービス事業などを随時掲載し、総合的な福祉情報の提供に取り組みます。

(3) 地域福祉サービス事業の充実・強化

住民が安心して暮らせる福祉の環境づくりに努め、地域福祉サービス事業の充実・強化に取り組みます。

(4) 権利擁護センターあすてらすうつのみやの充実強化

とちぎ権利擁護センターの基幹的社協として、日常生活自立支援事業を行うとともに、広域支援体制を充実します。

(5) 介護保険事業の実施

介護保険法に基づき、要介護者等の心身の状況にふさわしい介護サービスを提供すると共に、介護保険事業者としてサービスの質の向上や改善を行い、適切な事業運営に努めます。

(6) 貸付事業による自立支援の推進

県社協の受託事業の生活福祉資金及び市社協独自の貸付である社会福祉資金を貸付事業を推進することにより、貸付対象世帯の自立を支援します。

3. ボランティア活動・市民活動の推進

ボランティア活動や市民活動を支援するために、ボランティア相談や登録並びに需給調整を行います。また、市民のボランティア活動への関心を高め、積極的なボランティア活動が展開されるよう各種養成講座を実施します。

(1) ボランティアセンターの運営

ボランティア団体、企業、学校など関係機関と幅広く連携し、相互のネットワークづくりの協働を促進すると共に、身近なボランティアに関する相談窓口として一層の機能充実を図ります。

4. 指定管理施設の管理・経営

施設の設置目的や特性、業務内容、運営実態等を踏まえて、住民福祉の増進を確保するとともに、より効果的、効率的かつ施設の機能を最大限に発揮できる管理・経営に努めます。

(1) 指定管理施設の管理・経営

老人福祉センター（5施設）、地域活動支援センター（3施設）、総合福祉センター（2施設）、茂原健康交流センター（1施設）の効果的・効率的な管理・経営を努めます。

5. 関連機関・団体等と協働・連携

地区社協を核として、地域を構成する自治会や地区民生委員児童委員をはじめ各種団体・関係機関等との連携を図り、協力体制づくりを行います。

(1) 関連機関・団体との協働・連携

社会福祉協議会に関する各種団体・関係機関等との連携を図り、協力体制づくりに努めます。

6. 地域福祉を支える基盤の整備

地域の福祉課題に柔軟に応えるよう組織体制の整備を図り、地域福祉の効率的推進に取り組み、また社会福祉協議会の役割や活動内容を積極的に働きかけることにより会員会費をはじめとする、自主財源の確保等を図り財務体質の強化に取り組みます。

(1) 組織体制の強化

法人管理の適切な運営及び効果的、効率的な運営を図るため、理事会・評議員会・監事會・各種委員会を定期的に開催し、事業の点検・評価を通じてより効果的、効率的な事業推進に取り組みます。

(2) 運営基盤の強化

地域福祉推進の財源となる普通会費・賛助会費・特別会費の拡大に努めると共に、寄附金の受入及びぎんなん基金の適切な運用を推進し、自主財源の確保に努めます。

◎基本目標

1. だれもが暮らしやすい地域づくりの構築

事 業 項 目	内 容	
(1)地区社協への支援	<p>①地区社協事業充実のための支援 ・地区社協会長研修会の開催(年1回)</p> <p>・地区別ブロック会議の開催(年2回)</p> <p>・地区社協事業への支援</p> <p>②地区社協事業運営のための支援 ・ひとり暮らし男性高齢者調理講習会助成</p> <p>・ひとり暮らし高齢者ふれあい会食事業助成</p> <p>・広報紙発行助成</p> <p>・地区福祉まつり開催助成</p>	<p>先進地等の視察を実施し、地域福祉活動への取り組みや活性化、情報の交換及び交流を図ることを目的に年1回実施する。</p> <p>地区社協役員・自治会長等を対象にブロック別会議を実施します。</p> <p>地区社協事業実施について、協力・支援を行います。</p> <p>一人暮らし男性高齢者を対象に調理講習会を実施し、社会参加のきっかけづくりを支援する。(材料費及び講師謝礼金等の合計額の1/2)</p> <p>地域で暮らす65歳以上のひとり暮らし高齢者を対象に会食を通じ、生きがいをもって生活ができるよう地域の中での仲間づくりや孤独感の解消、情報の提供を目的に実施する。(年6回以上12回まで)</p> <p>地域住民に対し、福祉に関する情報提供及び地区社協の活動を幅広く周知する。(広報紙1回 発行費用 1/2)</p> <p>地区として独自に開催した経費の合計額で、限度額50,000円以内</p>
(2)福祉協力員の活動促進及び研修の実施	<p>①福祉協力員制度の促進 ・福祉協力員地域ブロック別研修会(年1回)</p> <p>・福祉協力員活動費助成</p>	<p>福祉協力員の活動を充実させるため研修会を実施する。</p> <p>地区福祉協力員連絡会に対し活動費を助成する。(地区割+@1,000 × 人数)</p>
(3)在宅福祉サービス事業の充実・強化	<p>①福祉理美容サービス事業</p> <p>②ふれあい訪問事業</p> <p>③車イス移送サービス事業</p> <p>④在宅介護者のつどい</p> <p>⑤移送サービス事業</p> <p>⑥ファミリーケアサービス事業</p>	<p>理美容店に出向くのが困難な在宅の高齢者で、理美容の出張サービスを希望する方に、訪問理美容出張サービスの出張補助券を提供する。(年間6枚までの補助券交付)</p> <p>ひとり暮らしの高齢者を定期的に訪問し、乳酸菌飲料を手渡すなどの方法により、安否を確認する。</p> <p>車いす等を使用しなければ歩行等が困難で一般の交通機関を利用しにくい方が、車いすごと乗車できる福祉車両を貸出す。</p> <p>在宅で高齢者や障がい者の介護にあたっている方々に対し、在宅福祉サービスの情報提供を行い、介護疲れを癒し、相互の交流、心身のリフレッシュを図る。(年2回)</p> <p>在宅の重度障がい児者及び寝たきりの方を対象に病院の通院・入退院・施設の入退所の送迎を行う。</p> <p>日常生活を営む上で支障のある高齢者や心身障害がい 者、母子・父子家庭等に必要な家事援助サービスを提供する。 ・提供日 月～金曜日 9:00～17:00</p>
(4)地域福祉活動計画の策定	第2次地域福祉活動計画の策定	前計画における成果と課題を分析し、第2次地域福祉活動計画(平成22年度～26年度)を策定します。

2. 安心して生活できる地域福祉の推進

事 業 項 目	内 容	
(1)福祉拠点の充実強化	<p>①老人福祉センター(5施設) ・ことぶき会館 ・ふれあい荘 ・やすらぎ荘 ・すこやか荘 ・上河内</p> <p>②地域活動支援センター(3施設) ・雀の宮作業所 ・若草作業所 ・障がい者福祉センター</p>	<p>老人福祉センター(5施設)、地域活動支援センター(3施設)、総合福祉センター(2施設)、茂原健康交流センター(1施設)を地域の拠点とし、福祉情報の提供及び地域福祉活動等に取り組みます。</p>

	<p>③総合福祉センター(2施設) ・宇都宮市総合福祉センター ・河内総合福祉センター</p> <p>④茂原健康交流センター(1施設)</p>	
(2)福祉啓発活動の推進	<p>①広報紙の発行</p> <p>②ホームページの充実</p>	<p>「うつのみや社協だより」を発行する。 (年4回発行)</p> <p>社会福祉協議会の情報を掲載する。 (随時更新)</p>
(3)地域福祉サービス事業の充実・強化	<p>①総合相談センターの開設</p> <p>②訪問介護員養成研修事業</p> <p>③福祉機器・介護用品展示室の開設</p> <p>④援護事業</p> <p>⑤ゆうあいひろばの管理運営受託 (受託施設)</p> <p>⑥身体障がい者福祉バスの運行 受託(受託事業)</p> <p>⑦障がい者生活支援センターの 運営受託(受託事業) ・総合福祉センター内 ・子ども発達センター内</p> <p>⑧地域包括支援センター ・御本丸 ・上河内</p> <p>⑨日中一時支援事業 ・すすめ ・うだい ・かわち</p>	<p>地域住民の抱える生活・福祉問題等の様々な心配ごと、悩みごと等の相談に応じられるよう相談窓口を開設する。 開設日 月～金曜日 開設時間 午前9時から午後3時</p> <p>高齢者や心身障がい児(者)等の多様化するホームヘルプサービスのニーズに対応するため、必要な知識・技能を有する訪問介護員(ホームヘルパー)の2級課程養成事業を実施する。(年1回)</p> <p>寝たきり高齢者等在宅介護者に福祉機器及び介護用品の情報を提供し、介護を安易にするため、福祉機器・介護用品展示室を常設する。 ・福祉機器の情報提供(随時) ・介護用品の情報提供(随時)</p> <p>所持金紛失等により、目的地まで行くことができない行旅人に対して、旅費を貸付ける。 (限度額500円)</p> <p>大型遊具などでの健全なあそびや工具教室等の活動を通じて、子供たちの心身の健康を増進し情操を豊かにすることを目的とした広場を管理運営する。 ・おもちゃクリニック(年8回) ・工作教室(月4回) ・よみきかせ(月3回)等</p> <p>開館時間 午前9時から午後6時 休館日 年末年始</p> <p>身体に障がいを持つ方の社会参加を促進するため、身体障がい者福祉バス「友愛号」を運行をする。 ・利用対象者 　市内に居住する障がい者及びその介護者等 ・利用の範囲 　機能回復訓練、研修会等 ・乗車定員 　32名まで(車イス2台可) ・運行の範囲 　1日の走行距離、おおむね200km以内</p> <p>障がいのある方が、在宅で安心して生活が送れるよう、いろいろな相談に応じながら支援を行う。 ・相談支援体制の充実 ・各種講座・教室の運営 　パソコン講座(年36回) 　料理教室(年24回) 等</p> <p>地域で暮らす高齢の方を介護・医療・福祉など様々な面から総合的に支援します。 ・主な事業 　総合相談 　包括的・継続的マネジメント 　介護予防マネジメント 　介護予防事業 等</p> <p>障がい児者の方に、日中における活動の場を提供することにより、保護者の負担軽減を図り、将来の自立に向けた、協調性・社会性などの習得の場を提供する。 ・野外レクリエーション(年2回) ・季節のイベント(毎月) 等</p>
(4)権利擁護センター あすてらすうつのみやの充実強化	<p>①権利擁護センター あすてらすうつのみや</p>	<p>認知症高齢者や障がいをお持ちの方など判断能力の不十分な人であっても福祉サービスの利用や契約が適切に行われるよう支援し、日常的金銭管理等を併せて行いながら日常生活の支援を行う。</p> <p>・福祉サービスの利用援助 ・日常的金銭管理サービス ・書類等預かりサービス ・日常生活の見守り 　一般相談 月～金曜日 9:00～16:00 　専門相談 遇数月第2火曜日 　10:00～12:00 弁護士が対応</p>

(5)介護保険事業の実施	①訪問介護事業	介護を必要とする高齢者・障がい者の自宅を訪問し、食事や配せ湯・入浴などの介助、掃除や洗濯等のサービスを提供する。 ・営業日:年中無休 ・営業時間:7:00から21:00
	②通所介護事業	介護を必要とする高齢者・障がいの方に、入浴・食事・クリエーション等を提供する。 ・営業日:月曜から土曜 ・営業時間:9:00から17:15
	③訪問入浴事業	梵天の湯(温泉)を利用して、浴槽を部屋に設置し入浴介護サービスを提供する。 ・営業日:月曜・水曜・金曜 ・サービス提供時間:8:30から17:15
	④居宅介護支援事業	要介護の方が居宅において、自立した日常生活を営むために必要な居宅サービス等が適切に受けられるよう、居宅サービス計画(ケアプラン)の作成や相談援助を行う。 ・営業日:月曜から金曜 ・営業時間:8:30から17:15
(6)貸付事業による自立支援の推進	①生活福祉資金貸付事業	失業者等、日常生活全般に困難を抱えている世帯に対して、継続的な相談支援(就労支援、家計指導等)と併せて、生活費及び一時的な資金を貸し付ける。(栃木県社会福祉協議会受託事業) ・資金の種類 総合支援資金 福祉資金、教育支援資金 不動産担保型生活資金 臨時特例つなぎ資金
	②社会福祉資金貸付事業	緊急もしくは一時的に生活費等に支障をきたした世帯に資金を貸し付ける。 ・貸付対象:市内に6ヶ月以上居住している方 ・貸付限度額:100,000円以内 ・貸付利子:無利子 ・連帯保証人:1人

3. ボランティア活動・市民活動の推進

事 業 項 目	内 容
(1)ボランティアセンターの運営	①ボランティア活動用機材の貸出 ボランティア活動中に必要な機材を貸出し、ボランティア活動を支援する。 ・貸出機材 福祉体験用機材 ビデオプロジェクター スクリーン等
	②ボランティア体験活動の実施 宇都宮市民活動サポートセンターと共にボランティア体験活動を実施する。 ・ブルタブ分別 ・エコキヤップ集計・運搬
	③宇都宮市民福祉の祭典の開催 福祉功労者への表彰等及び福祉活動啓発並びに福祉体験の場として、市及び関係団体等と連携して開催する。
	④要約筆記者派遣事業 聴覚障がい者等を対象に、日常生活を営む上でコミュニケーションを必要とするときに、要約筆記者を派遣する。
	⑤出前福祉講座の実施 学校及び地域等を対象に福祉講座を出前する。
	⑥ボランティア養成 ボランティア養成講座及び奉仕員養成講座を開催し、ボランティアの養成を行う。 ・サマーボランティアスクール ・外出支援ボランティア養成講座 等
	⑦善意銀行の普及 寄附金や物品の預託を受け、それらを必要とする方や施設・団体などに払出を行い、活用する。
	⑧ボランティアの相談・登録・調整 隨時
	⑨広報紙の発行 ボランティア広報紙「はこべ」を宇都宮ボランティア協会と共同で発行する。 (年3回発行)
	⑩ホームページの充実 ボランティアセンターの情報を掲載する。 (隨時更新)

4. 指定管理施設の管理・経営

事業項目	内 容
(1)指定管理施設の管理・経営 ①老人福祉センター(5施設) ・ことぶき会館 ・ふれあい荘 ・やすらぎ荘 ・すこやか荘 ・上河内	各老人福祉センターの効果率・効率的な管理・経営に努めます。 ・教養講座事業 ・健康増進推進事業 ・健康相談事業 ・老人福祉センター祭 等 開館時間 午前9時30分から午後4時 ことぶき会館 休館日 月曜日・国民の祝日・年末年始 ふれあい荘 休館日 日曜日・国民の祝日の翌日・年末年始 やすらぎ荘 休館日 水曜日・国民の祝日・年末年始 すこやか荘 休館日 日曜日・国民の祝日の翌日・年末年始 上河内 休館日 土曜日・日曜日・国民の祝日・年末年始
②地域活動支援センター(3施設) ・雀の宮作業所 ・若草作業所 ・障がい者福祉センター	各地域活動支援センターの効果的・効率的な管理・経営に努めます。 【雀の宮作業所・若草作業所】 ・社会参加促進事業 野外レクリエーション(年2回) 社会見学(年2回) ・地域に根ざした活動 各種祭典に参加(年5回) ・文化教養講座 健康講座 茶話会(年2回) 等 開館時間 午前8時30分から午後5時15分 休館日 土曜日・日曜日・国民の祝日・年末年始 【障がい者福祉センター】 ・地域活動支援センター事業 ・講座事業 ・作品展示会への出展 等 開館時間 午前9時から午後5時15分 休館日 土曜日・日曜日・国民の祝日・年末年始
③総合福祉センター(2施設) ・宇都宮市総合福祉センター ・河内総合福祉センター	各総合福祉センターの効果率・効率的な管理・経営に努めます。 ・ボランティアグループ等への会議室・研修室の貸出 ・福祉情報の提供 等 宇都宮市総合福祉センター 開館時間 午前9時から午後9時 休館日 年末年始(12/29-1/3) 河内総合福祉センター 開館時間 午前9時30分から午後4時30分 休館日 月曜日・国民の祝日・年末年始(12/27-1/4)
④茂原健康交流センター(1施設)	茂原健康交流センターの効果率・効率的な管理・経営に努めます。 ・健康づくり講座事業 ・高齢者生きがい講座 ・感謝イベント 等 開館時間 午前10時から午後9時 休館日 月曜日・年末年始

5. 関連団体・団体等との協働・連携

事業項目	内 容
(1)関連機関・団体等との協働・連携 ①自治会・民生委員との連携強化	地域を構成する自治会や地区民生委員児童委員をはじめ機関・団体等との連携強化を図る。

6. 組織活動の強化

事 業 項 目	内 容
(1)組織体制の強化	<p>①理事会・評議員会・監事會の開催 法人管理の適切な運営を図るため、理事会・評議員会・監事會を開催する。</p> <p>②委員会の開催 ・ぎんなん運営委員会 ・ボランティアセンター運営委員会 ・事業経営委員会 効果的、効率的な運営を図るため、各委員会を開催する。</p>
(2)運営基盤の強化	<p>①会員の拡大 普通会員及び賛助会員並びに特別会員の拡大</p> <p>②基金の造成及び適切な運用 ぎんなん基金寄附金の受け入れ 国債及び県債等による、ぎんなん基金の適切な運用</p>